篠崎・進士 法律事務所報

2016年 夏号

02 山口組の分裂と暴対法の機能 所長弁護士 篠崎 芳明
03 冒頭余話 副所長弁護士 進士 肇
04 人工知能 弁護士 寺嶌 毅一郎
暴力団排除条項について 弁護士 杉山 一郎
05 会社法における公告の方法について 弁護士 中山 祐樹
判例紹介 ～主債務者が反社と判明した場合と信用保証契約の錯誤の成否～ 弁護士 石黒 一利
06 ペットへの遺産相続 弁護士 鶴岡 拓真
リーガルマインドと常識 弁護士 金山 真琴
07 民暴ABC 反社の手口と対応策について ～正体を隠して近づく～ 弁護士 小川 幸三
08 近況報告 ／ 事務所移転のお知らせ

山口組の分裂と暴対法の機能

篠崎・進士法律事務所所長
弁護士 篠崎 芳明

山口組（指定暴力団）から分裂した「神戸山口組」は、平成28年4月15日官報にて「指定暴力団」指定が公示され、暴対法に定める「指定暴力団」として暴対法の各種規制を受けることとなった。両組織間に対立抗争が起これば、両組織に対し暴対法による厳しい規制をすることが可能になったのである。

すなわち、暴対法は、指定暴力団等の相互間に対立が生じ、凶器を使用した暴力行為（対立抗争）が発生したときは、対立する指定暴力団等の事務所につき、3月以内の期間を定めて、活動の用などに供してはならない旨を命ずることができ、両組織の衝突が止まらない場合には、さらに規制が厳しい特定抗争指定暴力団に指定できる。

特定抗争指定暴力団員は、警戒区域において事務所を新たに設置することや当該対立抗争に係る他の指定暴力団等の指定暴力団員につきまとい、又は対立指定暴力団員の居宅若しくは対立指定暴力団員が管理する事務所の付近をうろつくことなどが禁止される。

昨年（平成27年）の分裂以降、山口組と神戸山口組の対立抗争事件が全国で頻発していたが（報道によれば、分裂から神戸山口組の指定暴力団指定日までに発砲や車両突入など75件の事件が発生、被害を受けた件数は山口組が36件、神戸山口組が29件、不明などが10件）、神戸山口組が指定暴力団に指定された4月15日以降は、両組織間の対立抗争はほとんど発生していなかった。ところが、5月31日岡山市で神戸山口組幹部が何者かに射殺された。仮にこの事件を契機に両組織が向後「対立抗争」を激化させれば、警察は、当該対立抗争を刑事事件として立件し、公安委員会は両組織に一定期間組事務所を暴力団の活動の用に供してはならないことを命じ、両組織の組事務所を警察の厳重な監視下に置くこととなる。

その上更に両組織による対立抗争が止まないときは、両組織を特定抗争指定暴力団に指定できる。この場合、特定抗争指定暴力団員は日常の生活活動も「つきまとい」、「うろつき」行動として、行為規制をされることになる。

報道によれば、両組織は暴対法による規制を警戒し、「報復禁止」などを傘下組織に指示し、神戸山口組は3月に神戸市内で開いた会合に、特定抗争指定されたことがある「浪川会」（旧九州誠道会、福岡県大牟田市）の幹部を招き、体験を聞いたということである。

指定暴力団間の対立抗争は、警察に、指定暴力団とその暴力団員を規制する更なる大きな法的根拠を付与することにつながるから、指定暴力団は、まさに墓穴を掘ることになる。この場合は、両組織共に暴力団として存続することが困難になる事態も想定される。

山口組と神戸山口組が対立抗争をしないように傘下組織に指示した（神戸山口組は、岡山事件の後「仕返し禁止」を指示したという。）ことは、彼らの組織防衛の観点からは当然の対応であろう。

暴対法により指定暴力団間の対立抗争が抑圧されることは、法により日本の治安が保たれる、市民の安心安全が脅かされないことを意味する。市民社会として大いに歓迎すべきことである。

日本は、いうまでもなく民主主義国家（法治国家）である。

法（暴対法）の支配により、指定暴力団間の対立抗争が抑圧され、市民の安心・安全が確保されることは、民主主義国家の一員としてこの上ない喜びである。岡山事件が向後どう進展するか現時点（7月中旬）では不明だが、更なる抗争に発展するときはいよいよ日本最大の暴力団が終焉を迎えるときになろう。

冒頭余話

篠崎・進士法律事務所副所長
弁護士 進士 肇

本年4月1日をもって、最高裁司法研修所教官の職務を無事に終えることができました。3年前に教官になったときに一つ決意したことがあります。それは、私が単独で担当する講義又は起案講評のカリキュラムでは、その冒頭で、講義・講評とは直接関係のない余談を10分程度差し挟む、それを3年間実行するというものです。このアイディアのモデルは、中学時代の藤原善次校長がなさっていた「朝礼訓話」。66期20組横浜クラスの修習生が、この私の余談に、「冒頭余話」という名前を付けてくれました。本稿ではそのさわりをご紹介しましょう。

1　福岡伸一『生物と無生物のあいだ』と 三田紀房『ドラゴン桜』～変わらなくちゃ！

「いのち」とは自己複製するシステムそのものであり、代謝（metabolism）の持続的変化であり、絶え間なく動き続ける流れの淀みの中に「いのち」は存在する、という「動的平衡」（Dynamic Equilibrium）論。福岡教授は、①生物を構成する分子は日々入れ替わっている、②少なくとも分子レベルでは一年前の私は今の私ではない、と説きます。 これをうまく取り入れたのが、コミック『ドラゴン桜』です。主人公桜木は、東大合格を目標にしながらも自分には無理かもしれないと思い悩む女生徒水野を、次のように諭します。

お前は劇的に変わったじゃないか。『どうせ自分なんか』から『やればできる』と思うようになった。まさに劇的な変化だ。人間は変われるんだよ。一年も経たないうちに。お前の体の中に、一年前と同じ細胞はもうほとんど残っていないんだ。お前は完全に生まれ変わってるんだ。

水野は、「自分も変われるんだ。現に変われたんだ。」という、ただそれだけのことに感動して、教室の机に俯して、涙を流し続けるのです。

以上2作を紹介した上で、集合修習という日々成長しうる舞台を与えられた修習生達に、「誓って、この機会を大切にしてもらいたい。」と、教壇からエールを送りました。

2　三浦しをん『舟を編む』～実務法曹は言葉が生命（いのち）

辞書『大渡海』の編纂に命を捧げる国語学専攻の松本元教授と、玄武書房の荒木部長が、キックオフに際して、主人公馬締たち若い編纂メンバーを前にして、次のように語ります。

「辞書は、言葉の海を渡る舟だ。」。魂の根幹を吐露する思いで、荒木は告げた。「ひとは辞書という舟に乗り、暗い海面に浮かび上がる小さな光を集める。最もふさわしい言葉で、正確に、思いをだれかに届けるために。もし辞書がなかったら、俺たちは茫漠とした大海原を前にたたずむほかないだろう」。

「海を渡るにふさわしい舟を編む」松本先生が静かに言った。「その思いを込めて、荒木君と私とで名付けました。」。

法律実務家がもっている武器は何か。法律と事実と、それらを媒介する言葉だけです。 我々は言葉をゆめゆめ疎かに扱ってはなりません。正しい言葉で事実を把握し表現し、伝えるべき人に伝えるという作業につき、一連の媒介者になる。それこそが法律実務家の使命です。

3　トーマス・ヘイガー著『大気を変える錬金術　ハーバー、ボッシュと化学の世紀』～科学技術の光と影

本作はフリッツ・フォン・ハーバーとBASF社社長カール・ボッシュの一代記として読んでも最高に面白い。しかし、20世紀が抱えた人類の食糧問題を絶対的に解決した同世紀有数の発明であるハーバー・ボッシュ法（人工的な窒素固定法）が、「平時には肥料を、戦時には火薬を、空気から作る。」と形容され、爆薬の原料となる硝酸の大量生産を可能にし、戦争長期化の要因になったという、科学技術の光と影を扱っているのです。残念ながら司法修習とは全く関係ありません。「今日は最終講義だから、好きなように話させて。」と宣言し、あとは笑って誤魔化しました。

4　ヴィクトール・フランクル『夜と霧』～弁護士は「希望」である

弁護士になった皆さんの目の前に現れる相談者は、事件が発生してから何ヶ月も何年も逡巡しながら、一大決心をして相談に来られているのかもしれない。弁護士にとっては日常でも、その人にとっては非常時なんだ。相談を通じて、何とか希望を見出そうとしている。私たちはそういう人の前に座っている。そのことを忘れないで下さい。相談者・依頼者にとって、弁護士は希望そのものなのです。

このように切り出して、V.フランクルの『夜と霧』を紹介したのでした。

5　エーリッヒ・ケストナー『飛ぶ教室』～贈る言葉

クリスマス休暇前の最後の授業で、20年ぶりにギムナジウムを訪れたウトホフト先生が、少年たちとベーク先生の前で話をする、有名な場面を取り上げました。

大切なことを忘れないために、できることなら消えてほしくないこのときに、お願いしておく。若いときのことを忘れるな、と。お節介じゃないんだよ、信じてほしい。

修習生を研修所から送り出し、我々実務法曹の世界に改めて迎え入れる司研教官として、教え子としての修習生を見つめ続ける思いについて語りました。

その他、①山崎豊子『白い巨塔』で追真の証人尋問を語り、②芥川龍之介「藪の中」「羅生門」の2作を使って黒澤映画「羅生門」を解題し、矛盾した証言から事実を把握することの困難さに思いを致し、③映画『フィールド・オブ・ドリームズ』でキャッチボールはコミュニケーションなんだと話し、④夏樹静子『裁判史百年ものがたり』の第9話「哀しみの尊属殺人」をとりあげ、最高裁初の違憲判決として名高い最大判昭和48年4月4日の刑事弁護人として「この薄幸の女性に、人間として生まれてきて良かったといえるような人生を送らせてあげたい。」と命を削った大貫大八弁護士の話をし、「巡り会った事件に全力を尽くす。これこそが弁護士の本分です。」と締めました。

こうやって、ある意味好き勝手に過ごしてきた修習生との時間。400名の教え子、支えて下さった同僚教官、事務所のみんな、少なからぬご迷惑をお掛けした顧問先・クライアントの皆様、そして私の家族。夢のような3年間でした。本当に感謝しています。

人工知能

弁護士 **寺嶌 毅一郎**

やや旧聞ながら、先日、人工知能（AI）がチェス、将棋に続き、囲碁でも世界トップ棋士に勝利したニュースがありました。この結果については、「機械には勝てなくても、人間として到達可能な最高レベルに鍛え上げた知力と気力をぶつけあう、人間同士の対局の魅力は別ものだ。機械より速く走れなくても、人類最速は誰か?を争う、オリンピックの花形、短距離走の魅力は何ら色褪せないではないか。」という考え方もあるとは思います。ですが、人間の頭脳の力、知力については、見えないからこそ、肉体以上に、機械をすら凌駕し得る程の果てのない高さ、深さを期待してしまう私は、件のニュースに、正直、大いに落胆させられました。

さらに少し前には、AIが書いた小説が文学賞の一次選考を通過した、という話もありました。今のところ、AIが小説を書くにはまだ人間が様々な助けを行う必要があるようですが、「チェスや将棋に比べて人間に勝つのは難しい」とされていた囲碁でも、AIは「ディープラーニング」の能力を使って、予想より遥かに早く人間を追い越したのですから、小説の方も、日ならずして、AIは単独でほぼ完全な作品を完成させるようになるのではないでしょうか。

そして、AIが小説さえ書けるなら「証拠に基づき、条文、学説（文献）、古今の裁判例などを渉猟し、最適の攻撃防御方法を選択する」作業が中心となる裁判書類の作成はさらにAIの得意分野でしょう。裁判書類の作成をAIが行うようになる日も、もうそこまで来ているのかもしれません（どこかでもう行われている?）。

「近い将来、現在の職種の50%がAIにとって代わられる」との予測もあるようですが、機械に代え難い、人間ならではの仕事は何か、我々弁護士も自分のこととして考える必要がありそうです。

暴力団排除条項について

弁護士 **杉山 一郎**

1　金融機関は、反社会的勢力との関係遮断のため暴力団排除条項（暴排条項）に基づき預金契約を解約しています。

暴力団排除条項は平成22年ころから各金融機関の預金規定に導入されましたが、暴排条項導入前に預金口座を開設した場合、暴排条項が適用されるのでしょうか。

2　先日この点について正面から検討した裁判例が出ました（福岡地判平成28年3月4日金判1490号44頁）。

この裁判例は、まず金融機関による反社会的勢力との関係遮断の必要性を認めたうえ、解約以外の誓約書の徴求や預金口座のモニタリングでは不十分であること、ライフライン契約と異なり社会生活を送ることが可能である上、反社会的勢力に属しなくなるという自らの行動によって回避できること、代替性のない生活口座の場合には解約していない金融機関も少なくなく不利益の程度は限定的であることなどから、暴排条項が憲法14条1項（平等権）、22条1項（経済活動の自由）の趣旨に反するとの主張を排斥しました。

また、遡及適用については、遡及適用を認めなければ目的の達成が困難であり、不利益が限定的であること、暴排条項導入前に周知していることなどから、「合理的な取引約款の変更に当たるということができ、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができる」と判断しました。

約款の変更については債権法改正要綱案における、個別合意がない場合の定型約款の変更についての議論（目的、必要性、相当性、変更条項の有無及びその内容その他の変更に係る事情により合理性を判断すること、周知させることが必要であること）を踏まえたものと思われます。

なお、本判決は控訴されていますので、控訴審の判断にも注目です。

会社法における公告の方法について

弁護士 **中山 祐樹**

会社は、法律で定められた事項について公告を行う方法として、①官報、②日刊新聞紙、③電子公告のいずれかを定款で定めることができます（会社法939条）。定款に公告方法の定めがない会社は、官報により公告を行うことになります。

このうち、電子公告は、平成16年の商法改正により導入されたもので、インターネットを用いて公告を行うものです。電子公告を行うためには、定款にその旨の定めを置いた上、当該広告を掲載するウェブページのURL等を登記する必要があります。

会社が電子公告を行う場合、公告の種類に応じ、一定の期間、ウェブページ上に公告の掲載を継続する必要があります（会社法440条）。そして、その公告期間中、広告の内容が閲覧可能な状態に置かれていたかどうかについては、法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関の調査を受けなければなりません（会社法441条）。会社が公告を行ったことは、調査機関が作成する調査結果通知により証明することになります。

定款における公告方法の定めにより、会社法上の手続の負担を軽減できる場合があります。資本金の額の減少、合併、株式交換等の際の債権者保護手続（例えば、資本金等の減少に関する会社法449条）においては、本来、官報公告を行うとともに、知れている債権者に対して個別の催告を行う必要がありますが、定款において公告方法を日刊新聞紙又は電子公告と定めていれば、一定の場合を除いて、官報公告と併せてこれらの方法による公告を行うことで、個別の催告が不要になります。

定款に公告は官報による旨の定めを置く会社、又は公告方法の定めのない会社であっても、これらのような会社法上の手続を行うに際して、公告方法に関する定款変更を行うことで、円滑に手続を進められる場合があります。詳しくは当事務所までご相談ください。

判例紹介

～主債務者が反社と判明した場合と信用保証契約の錯誤の成否～

弁護士 **石黒 一利**

金融機関と信用保証協会との間で保証契約が締結され、融資が実行された後に主債務者が反社会的勢力等であることが判明した場合、信用保証協会の保証契約の意思表示に錯誤が認められるかが争われた事案において、最高裁判所は、次のとおり判示して錯誤無効を認めませんでした。

「保証契約は、主債務者がその債務を履行しない場合に保証人が保証債務を履行することを内容とするものであり・・・主債務者が反社会的勢力でないことはその主債務者に関する事情の一つであって、これが当然に同契約の内容となっているということはできない。」、「主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明する場合が生じ得ることを想定でき・・・その旨をあらかじめ定めるなどの対応を採ることも可能であった。」、「保証契約について、主債務者が反社会的勢力でないということがその契約の前提又は内容になっているとして当然にその効力が否定されるべきものともいえない。」、「反社会的勢力でないことという…動機は、それが明示又は黙示に表示されていたとしても、当事者の意思解釈上、これが本件各保証契約の内容となっていたとは認められず・・・本件各保証契約の意思表示に要素の錯誤はないというべきである。」（最判平成28年1月12日金判1483号10頁。なお、当事務所が関与した最判平成28年3月15日も同旨。）

動機の錯誤については、動機が表示されても意思解釈上動機が法律行為の内容とされていないと認められる場合には、法律行為を無効ならしめるものではありません（最判昭和37年12月25日集民63号953頁）。また、保証契約にとって主債務者の支払能力といった事情は本質的な問題ではなく、当然には要素の錯誤を認めるべきではないと解されています（注釈民法（3）425頁、446頁～447頁）。この考えに従えば、反社会的勢力等という属性に動機の錯誤があるにすぎない場合にはより一層、要素の錯誤を認めるべきではないという考え方に傾くものと考えます。

したがって、上記事案において、最高裁が錯誤無効を認めなかったことは、従来の錯誤論の枠組みに従った妥当な結論であったといえます。

ペットへの遺産相続

弁護士 鶴岡 拓真

相談者　最近終活ということを考えるようになりましたが、長年可愛がっているペット（猫）がどうなるのか心配です。遺言書にペットに財産を渡すと書くことによって、ペットに財産を残すことはできませんか。

鶴岡　残念ながら、法律上財産を譲り受けることができるのは人に限られていますのでペットに財産を相続させることはできません。

相談者　じゃあペットがちゃんと生活できるかどうかは息子たち次第ということになってしまうのですか。

鶴岡　ペットに財産を相続させることはできませんが、ペットの飼育を目的とする信託契約をすることによって対応できます。

相談者　どういうことでしょうか。

鶴岡　そもそも信託とは、委託者が一定の目的を設定して信頼する人（受託者）に金銭や土地などの財産を託し、受託者が当該財産の運用・管理を任せる制度をいいます。そこで、財産の運用目的をペットの飼育と定め、信頼できる人に金銭を託すことによって、毎月必要な分だけ飼育費を使って世話をしてもらうことができるようになります。

相談者　でも頼んだ人が勝手にお金を使ってしまったりすることはありませんか。

鶴岡　財産を託された受託者は、信託財産を自分の財産とは切り離して管理しなくてはならず、かつ信託目的に従わなくてはならないので、勝手にお金を消費することはできません。

相談者　そんな方法があるのですね。信託というのはちょっと難しいのでその他にもっと簡単な方法はないのでしょうか。

鶴岡　ペットの養育をするという義務（負担）を付けてお金を遺贈するという負担付遺贈により対応することも考えられます。

相談者　その方法だとわかりやすくていいですね。

鶴岡　しかし、負担付遺贈の場合には信託と違い、遺贈を受けた金銭はもらった人（受遺者）の財産になってしまうので、負担はありながらも受遺者が自由に処分ができるようになっています。

相談者　難しい方法があるのには理由があるのですね。

鶴岡　信託は使い方によっては、障害のある子への生活保障、内縁の妻への支援、中小企業の円滑な事業承継等様々な活用方法があります。何かわからないことがあればお気軽にご相談ください。

リーガルマインドと常識

弁護士 金山 真琴

2016年4月12日、知財高裁において「フランク三浦」の商標登録が有効であるとの判断が下されました。「フランク三浦」とは、スイスの高級時計「フランク・ミュラー」のパロディ商品です。

事件の経緯は次のとおりです。「フランク三浦」が特許庁に商標登録したところ、「フランク・ミュラー」が特許庁に対し、類似する商標であり、商品の混同を生ずるおそれがあるとして、「フランク三浦」の商標登録は無効であると申し立て、特許庁では商標登録が無効であるとの審決が示されました。これに対し、「フランク三浦」が特許庁の審決を不服として、知財高裁に訴訟を提起しました。

知財高裁は、「フランク三浦」の商標登録は有効であるとして、特許庁の審決を取り消しました。理由は、たしかに呼称は似ているが、外観で明確に区別できるし、100万円を超える高級時計と、4000～6000円程度の価額の時計を混同するとは考えられない、というものです。

この事件について、考え方は様々だと思います。知財高裁のいうように、明らかなパロディ商品なのだから間違えるわけがないという意見もあれば、パロディ商品だろうと「フランク・ミュラー」にタダ乗りして利益を得ているものだという意見もあります。問題の根本には、オリジナルを作った者の利益の保護と、パロディ商品を作る者の自由との対立があるのだと思います。そのバランスをどうとるかの判断が求められており、その判断の正当性は結局のところ社会の「常識」に求めるべきなのだろうと思います。「常識」的な落ち着きどころを探るためのバランス感覚は常に磨いておかなければならないと再確認しました。

民暴ABC

反社の手口と対応策について

～正体を隠して近づく～

弁護士 小川 幸三

弁護士　それでは、暴力団等の反社会的勢力の不当要求の手口として、「正体を隠して近づく」について説明しましょう。

不動産会社管理部長　お願いします。

弁　従業員が50人程のある会社の社長Aが手形のパクリ（詐取）に遭い資金繰りが悪化したとき、古株のある取締役Bが社長Aに、金融も紹介してもらえるコンサルタント会社の社長Xを紹介しました。社長Xは金融業者は紹介してくれなかったのですが、パクられた手形を取り戻すために右腕のYを紹介してくれました。そのコンサルタント会社は実は暴力団のフロント企業であり、XYとも暴力団関係者だったのです。

部　まさか自分の会社の取締役が、暴力団のフロント企業を紹介するなんて思いもしませんよね。

弁　そうなんです。それでYは、どうしたかと言いますと、Yは社長Aの話を聞いて「それはお困りでしょう。判りました。会社のためにひと肌脱ぎましょう」と言って、先ず、一緒に金融機関に行って手形不渡り回避の手続である異議申立てと異議申立預託金免除申請を行い、次に、懇意にしている警察官のところへ社長Aを連れて行って被害届を受理してもらったり、最後に、手形をパクった犯人の情報を入手して、犯人のところに一緒に押しかけたりしたのです。

部　えっ！ Yはすごくいい人じゃないですか！

弁　そのように見えますよね。

部　これだったらみんなYを信用してしまいますよ。

弁　そのとおり。この後、周りの人が社長Aに「Yは怪しいから注意した方がいい」と言っても、社長Aは聞く耳を持ちませんでした。

部　ほんまビックリぽんやわ。

弁　……「正体を隠して近づく」という手口ですが、いくつかの特徴があります。第1として、表の世界の人が知らずに紹介する。第2として、表の世界の顔を持つ。第3として、被害者を信用させる。です。

第1の「表の世界の人が知らずに紹介する」ですが、先ほどのケースの他にも、取引先金融機関が紹介したという場合があります。皆よかれと思って紹介していますので、これは避けようがありません。

部　友達の友達はアルカイダって、ことですね。

弁　……第2の「表の世界の顔を持つ」ですが、不動産業、金融業、コンサルタント業の肩書きが多いですね。何故そうなったかについては、後で説明します。

第3の「被害者を信用させる」ですが、先ほど紹介した事例では、Yは社長Aの信頼を勝ち取った後その会社を倒産に追い込むのですが、世の中にはそうしないで、手形を取り戻して終わりという場合もあります。

部　それなら正義の味方じゃないですか?

弁　そうです。ですから、市民の中には「暴力団にもいい人がいる」という人もいるのです。しかし、彼らが「そうしなかった」のは、ただその時点で「市民･企業を食わなかった」だけのことで、そうしない方が彼らにとっては利益になると判断したからにすぎないのです。

部　見分けるのは難しいですね。それでは、この手口に対しては、どう対策をとったらいいのですか?

弁　非常に難しいのですが、これが彼らの手口なんだということを先ず理解すること、普段からアンテナを張って反社情報を蓄積すること、役員をはじめ社員一人一人が「違和感」を感じ取る洞察力を高めることが重要です。

部　違和感って、よくコナン君が言っている?

弁　……先ほどのケースで言えば、パクられた手形の不渡りを回避する方法として、異議申立てをするのはいいのですが、異議申立預託金の免除申請をすることは問題があります。つまり手形が偽造・変造された場合にしか使えない免除申請を嘘をついて使おうとしているのです。これは事件屋の手口であり、ん？ こういうことを平気で実行したり提案したりする人なんだと判ります。また、犯人の情報を入手したことも、蛇の道に通じていることが伺われます。そして、犯人を捕まえようとする実行力もそうですし、親しい警察官がいるということも「何か」あるのかと感じますね。

（続）

近況報告

弁護士 篠崎 芳明

いつも医者から運動不足と指摘されております。高血圧と高脂血症対策に適当と言われて水中歩行を再開しました。以前膝痛対策として取り組んだのですが、膝痛が解消すると共にクラブへの足が遠のいていたのです。この1月からの取り組みですが、思いがけなくよい効果がでており、皆様には是非とも水中歩行をお勧めしたいと存じます。私は、ますます元気に頑張っております。

弁護士 進士 肇

本年4月1日をもって、3年間携わった司法研修所教官の仕事から離れました。ところが実務に出た教え子たちから、仕事上の問い合わせ、悩み相談、転職・再就職のお知らせ（早すぎないか?）、はたまた結婚式・披露宴へのお招きなど引きも切らず、卒業してもなかなか忙しいです。彼らとの繋がりはずーっと続きそうです。

弁護士 寺嶌 毅一郎

生来　苦手な夏が年をおって苛酷さを増しています。
外的要因（温暖化?）と個人的事情（皮下における厚着）によるものですが、
それはともかく「朝晩めっきり涼しくなって、この頃は朝など寒いくらいですね。」
早くこんな挨拶をしたいです。

弁護士 小川 幸三

平成4年に入所して以来、事務所に泊まるという私の生活は変わっておりません。誰もいない事務所で突然動き出すFAXやコピー機には慣れました。深夜のトイレで別のフロアから聞こえてくる人?の話し声にも慣れました。でも、朝起きたら、準備書面がいつのまにか完成しているということは一度もありません。もうすぐ事務所の移転ですが、新しい事務所には妖精さんがいることを願ってやみません。

弁護士 杉山 一郎

今年から8月11日が祝日になることに気づきました。山の日のようです。なぜ山の日なのか、なぜ祝日なのかよくわからないですが、祝日が増えることは歓迎！8月は裁判の日程も余裕があるのでうれしい限り。これで祝日がない月は6月だけ。梅雨の日など名称は何でもいいから1日くらい祝日にならないかな〜。

弁護士 中山 祐樹

先日、プロ野球のファウルボールによる事故について、観客の球団に対する損害賠償請求を認める高裁判決がありました。私自身が観戦をする際は最上段に近い席から全体を見渡すのが好きで、ファウルボールが近くに飛んでくることも少ないのですが、やはり硬式球の硬さや打球の速さなど、日頃から危険性をよく認識しておくことの重要性を感じます。

弁護士 石黒 一利

先日、高校ラグビー部時代の友人二人とゴルフに行きました。一人は初心者、もう一人はデビューラウンドでしたが、二人とも運動神経が良いこともあって、上々の出来でした。ラウンド中も10代の頃に戻ったかのように馬鹿話をしながら大いに盛り上がりました。彼らとは20年を超える付き合いになりますが、旧友とは本当に良いものですね。

弁護士 鶴岡 拓真

デトックス効果で一時的に体重が減ったのですが、断食の反動でご飯やお酒の美味しさをより一層感じられるようになり、完全にリバウンドしました。週に1回はゴルフ練習かジムに行って運動をしていますがなかなか体重に変動はありません。苦渋の決断でしたが食生活にもメスを入れ、プロテインとチーズによる生活をしています。

弁護士 金山 真琴

当事務所に入所してから早いもので半年ほど経ちました。まだまだ慣れないことが多く、大変な日々ですが、先輩方や依頼者の皆様と接することで、少しずつは進歩できているかなと思います。皆様の役に立てる一人前の弁護士になるべく、日々精進していきますので、今後ともよろしくお願い致します。

弁護士 清水 恵介（客員）

3月発刊の実践成年後見61号に、「障害者権利条約からみた日本の成年後見制度の課題」を寄稿しました。日本成年後見法学会に属する民法研究者の立場から、論者によってかなりの温度差がみられる上記課題についてまとめています。また、同学会で5月に開催された今年度の学術大会でも、「障害者権利条約と民法理論」と題する基調報告を行いました。

税理士 藤代 節子

今まで、海外に資産をお持ちだったり、相続人が海外にお住まいになっていることはたまにある、という感じでした。最近のご相談で、相続人が外国籍を取得された、国際結婚されて3カ国に資産をお持ちだという方に続けてお会いし、海外資産の課税や把握が強化されるわけだなと実感しています。

事務所移転のお知らせ

虎ノ門再開発に伴い、当事務所は平成28年11月初旬より右記に移転します（電話等同じ。勝手ながらご祝花等は辞退しております。）。移転を機に、所員一同初心に戻り業務に精励して参りますので、今後とも倍旧のお引立てをお願い申し上げます。

篠崎・進士法律事務所

〒105-0003　東京都港区西新橋 1-7-2　虎の門髙木ビル 6 階
TEL：03-3580-8551（代）　FAX：03-3595-1673